

監事の監査報告書

令和元年6月20日

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 上泉 和子 殿

公立大学法人青森県立保健大学

監事

赤津重光

監事

高橋政嗣

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、監査の方針、業務の分担に従い、役員会に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。財務の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

なお、平成28年度中に発覚した職員による切手横領事案については、事案発覚後に切手の管理に関する適切な再発防止策が講じられたものと認められるが、それ以前には切手の管理体制を構築する上での善管注意義務違反があったと指摘せざるを得ない。

また、本事業年度中に発覚した教員による盗撮事案については、社会状況を考慮すれば、その予見可能性を完全に否定できないのであるが、このような事案を防止するための具体的措置をとることは容易ではなかったと思料される。しかし、本学においてこのような事案が発生してしまったのであるから、役員においては、同種事案の発生の予見可能性が高まっているとの認識の下に、可能な限り速やかに、具体的な予防措置を講じることが必要であると思料する。